

第二十四回国会 衆議院 商工委員会 議録 第四十九号

昭和三十一年五月十五日(火曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長代理 理事小平久雄君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事笹本 一雄君 理事長谷川四郎君

理事永井勝次郎君

理事阿左美廣治君 宇田 耕一君

大倉 三郎君 菅野和太郎君

首藤 新八君 鈴木周次郎君

野田 角榮君 田中 龍夫君

南 好雄君 前田 正男君

山本 勝市君 伊藤卯四郎君

加藤 清二君 佐竹 新市君

多賀谷貞徳君 田中 武夫君

帆足 計君 松尾トシ子君

水谷長三郎君

出席國務大臣 石橋 湛山君

出席府委員 坂根 哲夫君

総理府事務官 (公正取引委員) 坂根 哲夫君

通商産業事務官 (重工業局長) 鈴木 義雄君

通商産業事務官 (繊維局長) 小室 恒夫君

委員外の出席者 大蔵事務官 白石 正雄君

(主務局統制) 第一課長 中村 博君

労働事務官(職業安定局失業対策部企画課長) 越田 清七君

専門員 越田 清七君

本日の会議に付した案件
繊維工業設備臨時措置法案(内閣提出 出第八三号)

○小平(久)委員長代理 これより会議を開きます。

○小平(久)委員長代理 これより会議を開きます。本日は、委員長はやむを得ない所用のため欠席されますので、私が委員長の指名により、委員長の職務を行います。繊維工業設備臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。質疑を継続いたします。質疑の通告がありますから、順次これを許します。加藤清二君。

○加藤(清)委員 私はこの際特に重工業局関係に御質問をしたいと存じます。と申しますのは、本法案のアイディアにつきましてもは万人認むるところでございませぬ。もともとその手当の不足の分がございませぬけれども、いざれにしてもこれは百歩譲って認めるというたしませぬ、問題はこの法案が施行せられまると当りまると、その施行によつて生ずるところの犠牲でございませぬ、機械産業に及ぼす犠牲といふものは、過去の経験、すなわち二十九条の発動の折の痛い体験によつて、政府当局もすでにお認めになつてはございませぬ。この折のデータを要求してございませぬ。この折のデータはこの際本法案の施行に当りまして、かかる犠牲者を政府当局はどのように救済しようとしていらっしゃいますのか。その救済策がすでに二月の閣議において決定してあると聞いておる次第でございませぬ。そこでこの際ほんとうは

大臣に責任ある答弁をお願いしたいのですが、まず責任ある答弁を承る前に、具体的に一体犠牲者をどのように救うか、その方法手段としてはどのようなことが考慮されておるか、これを承りたいのでございませぬ。この答弁が本法案を通過させるか、われわれが反対するかのポイントでございませぬ。一つ心してお答えが願いたいのでございませぬ。

○鈴木(義)政府委員 本法案に關連いたしまして、関連の機械産業に対する対策をいかに考えているかという御質問でございませぬ。この点につきましても、従来ずっとお答え申し上げておるところでございませぬが、中小企業安定法第二十九条の施行の際に同じ問題が起りました。われわれもいたしまして、そのときの対策をいろいろとたわけてございませぬ。今回におきまして、やはり同じような考え方でございませぬ、考え方をいたしましては二つ、一つは機械設備の更新を通じて、一つは国内需要を維持するというふうな努力をいたしたい。昨日まで御説明申し上げております通り、紡織機更新促進打合せというものを設けまして、それによりまして計画的に更新計画をとりまして、その促進打合せにおいて官民一緒になってこれを推進していき、その具体的方法といたしましては、あるいは機械償却年数の短縮を大蔵省に折衝する、あるいは更新の資金の問題について考える、こういうふうな対策で進みたいと考えておる次第でございませぬ。

それからもう一つは輸出の促進でございませぬが、これも昨日御説明申し上げております通り、輸出会議に諮りまして、輸出目標をきましまして、それによってこれを促進するための市場調査の対策あるいはアフター・サービスの措置、かようなものを業界において具体的に計画を立てていただかしまして、これに対して国として補助していく。その額が昨日申し上げました通り、この三十一年度におきましては二千万円ということをご予定しております。こういう状況でございませぬ。輸出会議の今までの結果によりまして、大体この三十一年度は目標が昨年の実績よりも九%上っております。その中を見ましても、特に昨年度は何と申しますか、化学関係のプラントみたいなものが入っておりますが、今年度は紡織機、織機ともに相当昨年の実績に比しまして目標を上げて大いに輸出に努力しております。こういう状況でございませぬ。

それから国内の更新の方の数字は、現在各業者から集めておりますが、まだ最終的な集計はできておりませぬ。しかしながら、これも大いに促進打合せにおいて更新を促進して、できるだけ生産の維持をはかるように努力していく、これを通じまして、繊維機械産業の維持をはかっていくように努力したい、こういう考え方であります。

○加藤(清)委員 重工業局が本法案の施行に当りまして、だんだんの御努力を願っておりますことにつきまして

は、私もとても感謝をいたしておるのでございませぬが、ただいまのような抽象的な答弁、特に二十九条の折と同じような態度でもってこれに臨むというふうな考え方でありとすれば、遺憾ながら私は承服することができないのでございませぬ。なぜかならば、きのうも重工業局長の答弁では繊維機は伸びたではないかということもございませぬ。なるほど繊維機はある程度伸びました。しかし綿織機と絹織機とを比べてみますと、綿織機の方がはるかに生産量から金額から多いということは、あなた御存じでございませぬ。その多い方が五二%以下に切られて、ウェイトではほんのわずかなを占める絹織機が一五〇%に伸びたからというても、それで承服できるものではございませぬ。そうでしよう。一家のうちにしてもそうです。主人の収入が半分以下に減つて、今年初めて就職した自分の娘の収入が一・五倍に伸びたからといって、家の収入のバランスがとれるものではございませぬ。そんなことで承服できるやうだったら、何もこの会議を持つ必要はありません。すでに御承知の通り、五二%の生産に切り下げられた結果、どういふ状態が出来たか、その傷がなまなましく、今日にもなお及んである状態が反対の勢いを強くしているというところを、あなたははっきりと腹の中へ入れて、それに対する対策を練らねばならないと、幾らこの法案を通してもらいたいと言われても、一部の人を救うために多くの犠牲者を生ずる

ということを目の前に見ながら、われわれ立法者はこれに賛成することはできないのでございます。そこで申し上げたいことは、新聞の報ずるところによりまして、二月二十四日には閣議が行われて、紡織機更新を促進せんがための対策が決定されたとして出ております。この決定の内容を見ますと、ただいまあなたのおっしゃいましたように、その打合せなるものを作る、こういうことが出ておるのでございます。通産次官はおりませんか。——これは通産次官が主宰者に相なることになっているようにございまして、その事業の内容として行われようとしているところのことが、具体的に実現されるかされないかを、私はまず承わりたいのでございます。すなわちこれがもし行われるとするならば、相当緩和されるからでございます。第一の打合会は、紡績、織布業者及び紡績機メーカーで構成し、通産次官が主宰する、こうあります。これは事実でございまして、そのか、うそでございましてか。

○鈴木(義)政府委員 おっしゃる通りでございます。通産次官が主宰されることになっております。

○加藤(清)委員 それではその内容についてお尋ねいたしますが、東京、大阪、名古屋の各通商局にも地区制りの打合会を設ける、その打合会では内外を勘案し、紡績及び織機の更新計画とその実施対策を検討する、こうありますが、これは事実でございましてか。

○鈴木(義)政府委員 その通りでございます。

○加藤(清)委員 それではその更新計画をここに示し願いたいのでございます。

○鈴木(義)政府委員 それは先般申し上げましたように、第一回の会合を三月に開いております。第二回を近く開くことになっております。その三月の会合のときに、更新計画を実施期までに行けるだけ集めて、それによって審議することになっております。ただいま申し上げました通り、今各会社から更新の予定の数字をとりつつあるところでありまして、それによりまして第二回の会合を開き、自後それについて、これをいかにして実施するかというところを検討し推進することになっておる次第でございまして。

○小平(久)委員 代理 加藤君、約束の公取が見えませんでしたから、適当にお打ち切り願います。

○加藤(清)委員 それではこれで終了します。ただいまの答弁では絶対に承服いたしかねる。なぜかならば、二十九条の折もそうでございましたが、本法案が施行されます、注文がストップになります、その直後一カ月から半年以内に倒産が続出しているでございまして。首切りが大工場においてほとんど出ているのでございまして。御承知の通り中小企業というものは手形が一カ月おくれた、二カ月おくれたで倒産していくのでございまして。本法案施行の直後においてこういうような悪影響が現われてくるというのを、あなたはそのでに体験済みでございまして。通産省当局も体験をしていらっしやるはずでございまして。もしそういうような体験は二度と再び繰り返すべきでないという同情心がありますならば、また立法者として当然考えておかなければならぬことであるところの犠牲者の救済策というものは、並行して考えられて初

めて効果を生ずるものでございます。それが一年おくれた、二年おくれた後に、それを救済しようといつたって、相手はもう死んでいるのでございまして。注射はカンフル注射を必要とするのでございまして。決して一年先、二年先の栄養分でもって今日の病人であるところの中小企業や労働者が助かるものではございませぬ。従ってそういう計画をうまく作って出すというのならば、並行的に同時に出して、何紡績は何月において何種の注文を追い打ちをかけるんだと、これがなければ注文は立ちどころにとまってしまるのでございまして。それをばつり出していただきたい。出さないことには、これは死んでもよろしいということだ。二人や三人、五人の中小企業がぶつ倒れてもよろしいと言っただけで、首になつたさるおとどがあることを、あなたも御存じでございませぬ。ましていわんや、五十人や六十人はおるか、何百軒という下請がこれになる。それでもよろしいと言つたら、あなたの首どころか通産大臣が一ぺんにすつ飛ぶ。そういうことを私は望んでおりませぬ。心から尊敬をいたしております通産大臣や、前々から感謝いたしております鈴木重工局長が末長くこの仕事が行われるように、一つこの際は賢明なる具体策を出していただきまして、両者とともどもに笑つてこの法案が送れるようにしていただきたい。そこで私はあとでその具体策について質問いたしますが、委員長の命に従いまして、私は譲ります。

○小室(久)委員 代理 多賀谷(眞稔)君。私は昨日の質問に続きまして、二十四条の共同行為の指示についてお尋ねいたしたいと思っております。それは戦後二度からなる操短勧告でございまして、この操短勧告は独禁法の外に置かれたものである、こういう話であります。その理由は、各社ごとこれを指示しておるからである、こういうことですが、その各社ごとということは別にいたしました、その当時の条件は、この独禁法が許してありますところの不況カルテルの条件に合つておつたかどうか。これはカルテルではないということですが、その経済的な状態は、ここに規定をしておりますような状態にあつたかどうか、これをお聞かせ願いたい。

○小室(久)委員 前後二回操短勧告を實施いたしておりますが、御承知のように、独禁法による不況カルテルは相当きびしい規定になっておまして、まあ言つてみれば業界ほとんど共倒れになるというふうな状態までいかないかと不況カルテルが結成できないような大体規定になっております。私どもも毎々申し上げますように、繊維製品の輸出価格を維持しまして、国際収支の改善をはかりたいということを織維行政の眼目にしておりますので、そういう点を考慮いたしまして、不況カルテルの条件を百パーセントに満たしてはおりませぬけれども、操短勧告という行政措置をとつたわけでございまして。

○多賀谷(眞稔)委員 前後二回の操短勧告は、輸出という観点からこれを取り上げられた、第一回のときから輸出という考慮を払わざるを得ない状態にあつたわけですか。

○小室(久)委員 輸出価格が国内の需給の不均衡から低落いたしましたして、同時にまた、中小企業、特に織布部門における採算も非常に悪化しておつた。従いまして、輸出対策、次いででは中小企業対策、そういう気持をもって操短勧告を實施いたしました。

○多賀谷(眞稔)委員 第一回はいつですか。

○小室(久)委員 代理 多賀谷君に申し上げますが、大臣がお見えになりましたが、大臣はよんどころない用で十一時四十分までしかおられないそうです。もしあれでしたら大臣に先に一つ……。

○多賀谷(眞稔)委員 実は昨日質問して政務次官から一応の答弁を得たわけですが、どうも私はつきりしないので、と申しますのは、この織維工業設備臨時措置法案を出すほんとうの目的は、どこにあるのか、根本的な目標はどこにあるのか、これをまず大臣からお聞きしたい、かように思います。

○石橋(國務)大臣 ほんとうの目的は、日本の織維産業が、御承知のように、ことに織布部門等において乱立して、非常に共食い競争でありますから、これを一つ何とか正当にいたしました、日本の織維産業の輸出にしっかりと基盤を与えたい、こういうのが根本の考え方でありまして。

○多賀谷(眞稔)委員 大臣はきのう答弁を聞かれていなかつたから、どうもまるきり違つた御答弁になつたわけですが、そういうように答弁してはいないです。大臣ははあと言つておられますが、そういう答弁ではなくて、これは輸出の振興のためだ、要するに輸出の正常の発展に寄与するためだ、こういう

ることです。それが最終的な目的である。本法案の目的にも第一條に「この法律は、繊維製品の正常な輸出の発展に寄与するため、繊維工業設備に関する規制を行うことによつて、繊維工業の合理化を図ることを目的とする。」とある。ですから、この目的は最終的には輸出の振興に寄与する、こういうこと以外には私たちが直接の目的を見出すわけにはいかない。ところが今大臣のお話でありますと、それは繊維工業の基盤をこの際確立しておきたい、こういうことと、どうも乱立をしていられるからこの際それを正常な規模にしたい、いわばそういうことであります。そういったしますと、大臣の答弁では、繊維工業全般の基盤を確立するというところに目的があるようであり、ところが今まで答弁をなさされておきます次官並びに局長は、それは輸出がうまくいかない、いわば外国の日本に対するいろいろな悪感とか、あるいは処置に対して、それを緩和するためにこの法律が必要なんだという点を非常に強調される。ですから、私はどうも非常に食い違いを生じておると思ふのです。大臣が答弁をせられるようであるならば、私はまたそのようにも質問をしていきたいと思ふますが、今問題は輸出の振興である、こういうことをお話しになっておいたので、どうも答弁の食い違いがありますから、再度御答弁願ひたい。

○石橋國務大臣 根本的には食い違いがないと思ふのです。私の言ひ方は、これは今日の日本の産業は輸出振興を非常に重要な眼目としておりますから、その側面から表現すれば輸出云々ということになります。しかしこの輸出を

しっかりとるにいたしましても、国内の産業の基盤が確立いたさなければならぬし、今までのような繊維産業の状況では困りますから、私の今説明いたしましたのは、少し広く考へて、単に輸出ということに限らず、一般的にこれは繊維業者が今まで長年悩んでおりました問題の解決に私は観点を置いてお答えしたのであります。両者にそんなに食い違いがあるとは思いません。

○多賀谷委員 両者に食い違いがあるとは思われぬと言われますけれども、大臣は大臣なりにこの法案をそういうようにお考えになって提出されたかもしませんが、法文にははっきり輸出の発展に寄与する、こういう目的だ、とにかく日本の繊維産業はどんどん出ていくので、いろいろ外国がこれに対して規制を加えようとする、あるいはガット加入の問題についても三十五条を援用する、こういう状態にあるから、何とかして過当競争、ダンピングは無いということを立証したいというのが目的のよう聞いておるのです。ところが大臣の言われるのは、むしろそこではなしに、繊維産業の基盤をここに確立しておきたい、こういうのは私はかなり食い違いがある、かように考へるわけですか。よくとして考へれば、あるいは違わぬかもしませんが、この目的は、正常な輸出の発展に寄与するというのが大目的になっておる、ほかには書いてないですよ。繊維産業の安定をはかるといふような文句を使つておる。全部これは輸出につな

つながつておる、こういう今までの答弁であつたわけですか。ですからどうもはっきりしないので、もう一度御答弁願ひたい。もしも大臣のような状態であるならば、私はこの目的を修正をされて出されるのがしかるべきである、かように考へるわけですか。

○石橋國務大臣 先ほども申し上げましたように、現在の日本の産業状態が貿易の振興ということに非常に強く結びついておりますから、従つてこの法律も表面へは繊維産業の正常な輸出の発展云々ということをしるしたのであります。しかしそのためには日本の繊維産業の基盤を確立するということができなければならぬ。基盤を確立しなければ繊維産業の輸出もできないのでありますから、繊維工業設備に関する規制を行う。これは今お話のよう

に、規制を行なつて外国に対して、ただ向うからの反撃といふますか、向うのいろいろな日本の繊維工業に対する非難を緩和しようというようにただけではないのであります。もっと強く繊維工業の合理化をはかるといふことが一番です。結局合理化をはかつて、そうしてその上に咲く花として輸出ができるということになると思ふのです。ですから今申しましたように、言葉の上においてこの繊維産業の基盤を確立するといふのと、繊維製品の正常な輸出の発展とは違つていふかといへば、これは言葉の上では違ひますけれども、意味において違ひは違ひないと思ふのです。

○多賀谷委員 大臣は、事務局が書いてくれた大臣がここでお読みになつた提案理由の説明をお忘れになつておるようだとお話を私に感ずるわけですか。大臣が提案されました提案理由の説明は、今申しましたように、今日のアメリカの日本の綿製品に対する処

置、あるいはガット加入の問題に対する三十五条の援用、こういうことがあげられて、これを緩和するためにということが書いてある。ですから大臣がばくとしてお感じになつておると、實際事務局が提案理由の説明として書かれ、それを大臣がお読みになつたのはだいたい違つたのですよ。と申しませぬのは、いわばこれは不況カルテルですが、こういう不況カルテルは現在独禁法のワケ内で大体やれるべきものを、独禁法のワケを越えた法律処置がなされておる。そこに事務局が非常に苦慮して、輸出の発展という題目をここに掲げ、その目的の名においてこういう法案を強硬に出そうとしたところに問題があると思ふのです。ですから私は言葉じりをとらえて質問をしておるようですけれども、そういうことを言われるならば、私は繊維産業だけにこういう法律を作る必要はない。むしろ現在の繊維産業は御存じのよう

に、株の配当だつてほとんど一割五分から二割もしておるし、それから織布の關係は別にいたしましても、いわゆる紡績会社なるものは非常に高利潤であり高配当をしておる。そして繊維はどうかといふと、今暴落をしておるという状態ではない。むしろ御存じのように今までしておつた操短をとめて、そうしてそれが高値になつておる、こういう状態の中になぜ好んでこういう法律を作られるのか、これをまづお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○石橋國務大臣 なるほど一部の紡績会社等にはそういうお話のような問題があると思ひます。しかしこの法案は私どもの考えとしては、一部のそういう大紡績会社のための法案じゃない、

こう考へております。日本全体の繊維工業、ことに日本の繊維工業の大部分は中小企業なんであります。その中小企業を基盤とした日本の繊維工業の基盤を確立して、そうしてお話のように輸出振興にも十分寄与ができるようにしたい、かようなわけでありますから、むしろ中小企業を目当てにしておるわけでありませぬ。

○多賀谷委員 中小企業を目当てにした法案ですか、それをばきりしていただきたい。中小企業を目当てにした法案ならば、その法案のようにまた質問の仕方がある。今までは輸出振興ということと、これは過当競争を防ぐためだ、こういうことでありませぬから、私はそのように質問を続けてきたのですが、今大臣の話はそうじゃない。なるほど大会社もつけておるかもしれませんが、中小企業は非常に困つておる、こういうことですから、それではこれは中小企業のための法案ですか。

○石橋國務大臣 先ほどから繰り返して申しますように、日本の産業ことに繊維産業においては、輸出に非常に依存しておるのでありますから、輸出振興ということが非常に大きなものであることは申すまでもありません。従つて法案としては輸出振興ということに重点を置いておりますが、繊維産業そのものは何か、こゝろいへばこれは輸出振興の上においても、輸出品を作る上におきましても中小企業の繊維業者が多いのでありますから、その中小企業の繊維業者の基盤を固めて、そして日本の繊維工業品の輸出振興をいたしたい、かようなのが本案の目的と考へるのであります。

○石橋國務大臣 先ほどから繰り返して申しますように、日本の産業ことに繊維産業においては、輸出に非常に依存しておるのでありますから、輸出振興ということが非常に大きなものであることは申すまでもありません。従つて法案としては輸出振興ということに重点を置いておりますが、繊維産業そのものは何か、こゝろいへばこれは輸出振興の上においても、輸出品を作る上におきましても中小企業の繊維業者が多いのでありますから、その中小企業の繊維業者の基盤を固めて、そして日本の繊維工業品の輸出振興をいたしたい、かようなのが本案の目的と考へるのであります。

○石橋國務大臣 先ほどから繰り返して申しますように、日本の産業ことに繊維産業においては、輸出に非常に依存しておるのでありますから、輸出振興ということが非常に大きなものであることは申すまでもありません。従つて法案としては輸出振興ということに重点を置いておりますが、繊維産業そのものは何か、こゝろいへばこれは輸出振興の上においても、輸出品を作る上におきましても中小企業の繊維業者が多いのでありますから、その中小企業の繊維業者の基盤を固めて、そして日本の繊維工業品の輸出振興をいたしたい、かようなのが本案の目的と考へるのであります。

○石橋國務大臣 先ほどから繰り返して申しますように、日本の産業ことに繊維産業においては、輸出に非常に依存しておるのでありますから、輸出振興ということが非常に大きなものであることは申すまでもありません。従つて法案としては輸出振興ということに重点を置いておりますが、繊維産業そのものは何か、こゝろいへばこれは輸出振興の上においても、輸出品を作る上におきましても中小企業の繊維業者が多いのでありますから、その中小企業の繊維業者の基盤を固めて、そして日本の繊維工業品の輸出振興をいたしたい、かようなのが本案の目的と考へるのであります。

○石橋國務大臣 先ほどから繰り返して申しますように、日本の産業ことに繊維産業においては、輸出に非常に依存しておるのでありますから、輸出振興ということが非常に大きなものであることは申すまでもありません。従つて法案としては輸出振興ということに重点を置いておりますが、繊維産業そのものは何か、こゝろいへばこれは輸出振興の上においても、輸出品を作る上におきましても中小企業の繊維業者が多いのでありますから、その中小企業の繊維業者の基盤を固めて、そして日本の繊維工業品の輸出振興をいたしたい、かようなのが本案の目的と考へるのであります。

○石橋國務大臣 先ほどから繰り返して申しますように、日本の産業ことに繊維産業においては、輸出に非常に依存しておるのでありますから、輸出振興ということが非常に大きなものであることは申すまでもありません。従つて法案としては輸出振興ということに重点を置いておりますが、繊維産業そのものは何か、こゝろいへばこれは輸出振興の上においても、輸出品を作る上におきましても中小企業の繊維業者が多いのでありますから、その中小企業の繊維業者の基盤を固めて、そして日本の繊維工業品の輸出振興をいたしたい、かようなのが本案の目的と考へるのであります。

○多賀谷委員 中小企業の基礎を固めるといふことは法律のいろいろな点に現われておるのですか。法律を実施した場合に、これは非常に中小企業のためになる。これは十大紡のためではないというの、法律実施上どういう効果か中小企業に現われてくるのですか。これは局長でもけっこうです。

○小室政府委員 本法案は紡績設備及び染色加工設備の増設の實質的な許可制とあわせて、設備過剰の著しい部門に対して、過剰設備処理の指示ができることになっておりますが、ただいま繊維産業において最も設備過剰の著しいと思われまゝのは、綿、スワの織布部門及び絹、人絹の織布部門であると考えております。と同時に、綿紡績部門においても過剰設備がございますが、最も著しい過剰設備を抱えておりますところの織布部門に対して、別途予算でもって補助金も計上いたしまして、過剰設備の処理を重点的に遂行したい。これによって中小企業対策が相当推進せられる面があるということとを私どもは確信しておるわけでございます。

○多賀谷委員 織布部門についてはある程度そのことが言える。また織布については私自身も何らかの処置を必要とするという点も考えられるわけですが、私どもは紡糸全般についてこのように規制をする必要をどうも認めがたい。と申しますのは、現在非常に不況である。少くとも独禁法の規定をしております条文を讀みますとかなりひどい。ひどいといへば語弊がありますが、厳格な、シビヤーナ規定になっておる。この法律ができますときには、そういうことを十分予想されて法律を

作つたのですから、法律を作る場合にそういうことが予想されなくて、たまごころいう状態になつたといふのはなくて、法律は最初から不況といふことを予想してこの条文を書いておるのであります。その条文は、少くとも需給が著しく均衡を失した場合に共同行為ができるというその一つの条件に、「当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ、当該事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること」とあるいはまた、合理化によつては云々とありますけれども、法律は初めからこういう場合を十分予想して、それに対処するような法律を作つてあるのです。ところが今私はこの法案を審議するに當つて現在

の状態を見ると、およそ現在の繊維業界といふものはかけ離れた状態にある。それに対して私はどうも不況カルテル的なものを認めるといふわけにはいかない。現在一体操短までおやめに成る、こういう状態の中であつて、果して大臣は不況カルテル的なものをしなければならぬ、こういう状態にあるとお考えですか。

○石橋國務大臣 私日本の繊維産業で一番の弱点はいわゆる織布部門といふことです。中小企業者が大部分でありますところの部面であり。これを何とかしつかりしたものにしなければ、それにつながつて自然それを、たとえばはこの間じゅうの操短にいたしましても、紡績業そのものを目的とするよりは、むしろ織布部門を救うために糸にある程度の規制を加えなければならぬといふようなところのきたわけであり。この法案においても、これは法理的に言えば、私の知らないよう

ないいろいろの法的解釈がありましようが、私どもの常識的に考えたところで、やはりそういう意味で織布部門を救うといふことがむしろ重要な目的であつて、そういう観点からこの法律を作る、こう考えたのであります。従つていわゆる不況カルテル、紡績が不況だからそれを救うために云々といふような意味ではなかつたわけであり

○多賀谷委員 それなら織布部門だけ、これは中小を含めて、全部大企業にも及んで織布部門だけ規制される法案を作られたらどうですか。とにかく今原料高の製品安といわれておるので。ですから困つておるのは、原料高であるから困つておるのは、原料高です。ですから、紡糸の方には大いに作らして、織布の方が原料が安く買えるようにされたらどうですか。その方が大臣が意図されておるところに的確に私は適合すると思つておる……。

○石橋國務大臣 どうも多賀谷君の言ふような事情ではないですね。実際の事情において織布部門を安定させるためには、やはり紡糸の方からの規制をしなければならぬというのが実情でありまして、この設備におきましては、織布だけを押しつけておいて紡糸の方は放任しておくといふわけにはいかないと思つておる。やはり紡績から系統的にある程度の規制をするという必要があるように思つておる。

決すると考えますがどうですか。原料の方も規制すれば同じ状態になる。これはもう経済の常識で考えられますが、最初からやらなければならぬといふことはないでしょう。

○石橋國務大臣 これは議論もししくは観測になりませんが、しかしながら織布部門だけを押しつけて安定するとは思ふのであります。やはりそれは原料の供給という面から考慮しなければならぬ、かように考えております。そういうことからの法案は全体の繊維産業に規制を加える、こういうことになつてきたわけでありまして。

○多賀谷委員 どうも私は大臣の言われるのが矛盾をしておると思つておる。大臣は最も今中小企業で困つておるのは織布の部門だと言われまして、なるほど私はその通りだと思つておる。それは、これは容易に施設ができるし、それから簡単な資金でできるといふ点があると思つておる。これは確かにこの面が最も過剰になりやすいし、現在も中小企業はほとんどこの部門に集中しておる、こういうことが言ひ得るのです。ところが現状はどうかといふと、この原料を求めぬのに十分安価に求め得られない、こういう状態にある。ですから原料高の製品安だ、こう言われておる。ですから大臣の言ふような意図であるならば、私は織布の面を規制されればけっこうじゃないか、かように考えるわけです。大臣がこの法律は中小企業のためだ、しかも織布部門を何とかしなければならぬ、こう言われるならば、私は織布部門だけを規制されればけっこうではないか、かように考えるわけです。

場合にも、織布部門からの要求によつて原料の操短をせざるを得ないということになつたようなわけでありまして、設備においても紡績部門を野放しにしておいて幾らでもできるということになれば、その影響はやはり織布部門に及ぶわけであり。織布部門の規制はもろもろ必要であり、同時にそれには根本はやはり紡績部門の規制といふことを考えなければならぬ、こう考えております。

○多賀谷委員 先般の織布の規制については、むしろ原料の供給の方を押えてもらわなければ困る、こういうよう必要があつたと今おっしゃいましたが、どうもその理由が、私は事情を知らないのですからわかりにくいのですが、これは局長から御答弁願ひたい。

○小室政府委員 昨年の五月に操短報告を実施いたしましたときは、綿糸布につきましては国内の需給が著しく不均衡に陥りまして、これが輸出価格の維持に非常な悪影響があつたという判断でもちろんこの操短を実施したわけであり。その際特に採算割れが著しかったのは、やはり織布部門でありまして、織布部門においては一種の操短を実施いたしましたけれども、これの最終的な効果を確保するためには、どうしても原料の方の操短をやつてもらわなければならぬということで、当時綿工連といふ希望がありまして、この面からいへば綿糸の操短は織布の操短に対する補完的な操短といふ一面があつたわけでございます。

うことも私はわからないのですけれども、経済常識上織布が非常に困った、そこで織布だけの規制ではないから原糸供給の面も一つ規制をしてくれ、こういう理由がわからぬ。これは一体どういふことから出てきたのですか。

○小室政府委員 局外におりますると織布業者、つまり原糸を買立場にあるものが、原糸の供給を少くしてくれ、従って値段が若干つり上がるような方向に持っていくてくれということ希望することは一見矛盾した希望のように思われます。確かに私も局外にあればそういう感じを受け取ると思いますが、実際問題として綿糸の需給関係は一体でございますから、綿糸の方があふれておれば、やはり織布の操短ということも現実になかなかできないのでございます。そういう事情で織布の操短の補完的な意味で綿糸の操短をやってもらわなければ、やはり全体としての綿糸のバランスがとれないという認識は、その局に立っておれば非常によくわかるわけでございます。

○多賀谷委員 よくわかりました。わかったということは、それは私は事情がわかっただけであって、その状態が正常であるということではないと思っております。その状態は確かにアブノーマルである。なぜかといいますが、この操短をやる場合には、自分のところだけは何とかして最大に稼働して、そうして操短をやればコストが高くなるのは当然ですから、そのコスト・ダウンにも資するために利潤の極大点をねらうから、当然仲間同士で十分な規制ができない。だから原糸の面も規制してくれ、こういうような状態になって、

そういう要請があった、こう一応自身局長の意見を聞いて、しろうとでわからずせんが判断をするわけです。しかしそういう点は法律によってかなり規制をすればいいじゃないか。中小企業、ことに一貫メーカーであります織布の部分も含めて規制をすればできるのではなからうか。それを設備に依りて逆に綿糸の供給を自主的に規制をすればいい。法律によって規制をする必要はこの原糸の供給の面はなではないか、こういうふうに考えるわけです。

○小室政府委員 理屈はまことにその通りでございますが、現在織布に従事しております織維業者が一万七千軒ございまして、三台持ち、五台持ち、あるいは一台持ちというような小さいところまで加えてありますけれども、ともかく全国津々浦々にあるいろいろな織布業者が、生産数量の調節、つまり操短について百パーセントの効果を上げ得ないということも、おそらく現実問題としては御認識がいただけると思えます。そういう事情からいたしまして、やはり綿糸の需給を調節するためには、綿糸の面までどうしても需給調節をしてもらわなければならぬ。そういう一見矛盾したような要求がこの織布部門の代表の方からあったとしても、ちっとも不思議でない、私は現実問題として考えるわけです。

○多賀谷委員 そういたしますと、織布の方は非常に経済単位が低いわけですが、一体今度の法律で最低の経済単位をどのくらいに考えられておるか。たとえば法律を実施するに当たって、設備の制限をされる場合に、最低経済単位というのを考慮されるのかどう

うか、これをお聞かせ願いたい。

○小室政府委員 織布部門と一言に申しましても、加工用の生地を作るとか、あるいは非常に手の込んだ糸染めのものを作るとか、あるいは別珍を作るとかいろいろございまして、一概に適正規模が何台ということも、なかなか申しにくいのであります。しかしどちらかというところ、ある程度織機をまわすって持った方が合理的な経営ができておるという点は、一面から言えばあるうと思えます。しかし他面から言うと、三台持ち、五台持ちというようなものを整理するということも、別な見地から相当慎重に考えなければならぬことでありまして、現に生産制限をいたします場合にも、十台以下のごく小さな機屋に対しては、一種の社会政策的な考慮から、生産制限のいわばワク外に置くとか、特殊扱いにするというふうなことで、その辺のすみ合せをどういうようにするかは、今後審議会の意見も聞いて慎重にきめたい、こういうこととであります。

○加藤(清)委員 織布部門に關しての私の質問は、後ほど委員長から許可の出した折に願いますつもりでございますが、ただいまの織維局長の答弁に対して私は納得のいかぬ点がありますから、それでお尋ねするわけですが、紡績部門の、つまり製糸の数量等について制限をしてもらいたいという希望が織布部門から出た、こういうお話でございますが、それは一体織布部門のどの部門であるか、毛であるか綿であるか絹であるか、それをまず承わりたいのでございます。なぜ私がそういうことを承わらなければならぬかと申しますと、織布部門の紡績部門に對

する要望というものは、ただいまの織維局長の答弁がウエートではないのです。もっとほかに大きな希望がたくさんあるわけでございます。その希望をばっておいてからに、そのことだけを取り上げるといふことが私にはおかしいと思えます。まず希望としては何かあるかといえ、毛も綿も絹も通じて考えられますことは、第一番には自家用機だけが目の目を見て、おれらのところはいかれ詰りゃないか、原料高の製品安で困るじゃないか、こういうことです。大臣も、織布部門の一番関心を持っていることは、原料高の製品安ということと御存じの通りです。それで、原料高の場合に数量を制限すればますます原料が高くなるというところは、幾ら織布部門の人が無学でもしろうとでもよく知っていることとす。そこがそういうことを言うというはおかしいし、もしかりに言われたとしても、それは目標が違ふのです。どういふところが違ふかといえ、御承知の通り、大きな紡績の話ですけれども、紡績はいい糸だけは自分の自家用機で織らせませぬ。悪い糸は外糸に出します。その外糸に出すものを機場が受け取って織らなければならぬのです。従って今日の機場の状態はどうかと申しますと、値が高くなつただけでなしに、自分の希望の糸が買えないというところ、それは、機場はよそから注文生産で、自分で勝手に作って勝手に売るのであります。バイヤーなり商社なりから、こういう生地を織れ、こういう柄を織れ、こういうものを作れ、こう言われる。その作らうと思ふものが、思う糸が買えないために作れないという苦しみが一番大きいので

す。そういうやさきに、それを制限してくれと言ふことは、どこを制限してくれと言ふかというところ、機場の生産量ではなくして、自家用機で勝手に作る糸を制限してくれということ、こういうことが一番大きな望みです。そこを間違えて混同して答弁してくれては困るのです。そのところをはっきりして、機場の苦しみ、機場の苦しみから生ずるところの希望、これをよくかみ分けて、それによく合うような手段をとつてもらうことが、織維局長の任務だと思ふのです。

○石橋國務大臣 原料高の製品安で困ることを、きまつた話であります。

○加藤(清)委員 しかも今日は原料高の製品安ということではなく、原料なしの製品クレームです。原料はないんだ、好む糸が買えない、買ひ場合にどういふ結果が生じておるかというところ、抱き合せ販売ということが今行われておる。うそだと思つたら、阿左美さんに聞いてみて下さい。これが現状なんです。だから機場の苦しみを解消するためにやるというのだったら、先にやらなければならぬことがたくさんある。總体の紡績の糸の生産量をどうしてくれこうしてくれと言ふほど、機場は紡績に対してきつくないのです。紡績様々なんです。紡績の言うことにちよつとでもたてついたら、ばいんとやられて、お前のところは配給のもの糸をやらぬぞ、こういうことにならぬ。だからこの間の参考人と呼んだときだつて、紡績の前に出たら、綿工連

でも絹調連でも、よくものを言えない。そこをよるかみ分けてやらないと、とんでもない取り違えが起きてくる。織維局長、これはどうですか。

○小室政府委員 たいだいま紡紡操短についてお尋ねがありましたので、綿の織布業者から、原糸の操短をやったほしいという希望があった、これは綿の希望でございます。

それから第二に、たいだいまの希望は、自家用織布用の糸をどうこうというところでなくて、全体として糸の需給のバランスがとれるようにしてほしいという要望でございます。

○加藤(清)委員 その希望の内訳は、誤解があるといかぬから、こういうことを申し上げる。一六%、一二%の操短をおやりになりました。ところが紡績は操短をやらぬでどうやったかという、なるほど綿の糸は操短をしたのですが、その機械でスフ糸をほとんど作りませんでした。だからスフ糸の生産があつと伸びました。そうしておいてから、いよいよ今度機場に糸を渡すときに、余分に作ったそのスフ糸を、機場では買いたくないのに、抱き合せて売

る。だからほんとうに紡績に対して操短をしてもらいたいということは、操短を確実にこなすというので抱き合せるようなことはやめてもらいたい、こういうことが機場のほんとうの趣旨だ。そこをはき違えては困る。いい糸、好きな糸はほとんどほしい、それが少くなるようなことを考えるはずはありません。原料高の製品安で困り、原料なしの製品クレームで困っておる機場が、それに追い打ちをかけるような、ほしい糸を制限してほしいという

ことを言うはずがありません。そのところを間違えぬように願います。なるほど言葉じりをつかまえると、そういうことになるかもしれないませんが、真意を一つ織維局長のような賢明なお方はくんでやっていたらいい。

○小室政府委員 綿糸が適正な価格で織布業者にできるだけ流れるように、こういうふうなことは私どもしよっちゅう配慮していることであります。

○加藤(清)委員 私の質問は、あとでまとめてやります。

○多賀谷委員 今加藤議員の質問でやや全貌がわかったのですが、どうも局長も人が悪くて、しろとだと思つていいかげんな答弁をされると困るので

では私は質問をしますが、織布の場合、これは昭和二十九年に中小企業は中小企業安定法に基いて調整組合を作られて、登録もされており、その指示も出されておる。では一体自家用とい

いますか、大手会社の織布部門についてはどういふ処置をなさつたか、これをお聞かせ願いたい。

○小室政府委員 中小企業安定法の規定に基く織布部門の操短は、これは紡績業者もいわゆる業者の方も同じ足並みで実施されております。

○多賀谷委員 一貫メーカーの方も同じ足並みといいますが、これもやはり登録なんかをさす義務があるわけですか。

○小室政府委員 その通りでございます。

○多賀谷委員 それは法律上の条文によつておやりになったのですか。

○小室政府委員 中小企業安定法の適用によつてやっております。

用によつてやっております。

○多賀谷委員 どうも先ほど加藤委員が質問なさつたように、原料高の製品安という面がこの法律が実施されたときに依然として問題が残るのじやなからうか、この解決の問題が十分考慮されていいない、私はかように考えるわけ

です。続いて質問をいたしますが、消費者保護の面についてはどういふ処置がなされておるか、これをお聞かせ願いたい。

○小室政府委員 設備の新增設の実質的な許可制の運用、また過剰設備の処理の運用につきましては、消費者の立場をよく考へて製品の価格が上らないように、需給がそういう程度まで逼迫しないように運用して参りたい、そのために審議会において消費者の代表、中立的な立場で発言できる人を相当程度入れて参りたい、こういうふう

に考へておるわけでありませう。

○多賀谷委員 それは政府が考へられ、そして条文の中でも「一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと」という文句が入つておる。しかしこれはいわば訓示規定的なものであつて、これをしなればどういふのじやなくて、一に行

政官庁の頭一つである、私はかように考へるわけですが、この法律もそうである。独占禁止法の趣旨は

一般消費者の保護が十分なされなければならぬといふところにあると思つておる。この一般消費者の保護に対する十分なる処置がなされていいない、かように考へるわけですが、これは公取の方にお聞きしたいと思つておる。

○坂根政府委員 たいだいま織維局長が

答弁いたしましたように、審議会に十分消費者の意見を反映していただく人が入つておらつて、その意見を反映したものを通産大臣が指示の内容とされ、それをわれわれの方に協議されま

するから、その協議の際には独占禁止法の、今多賀谷先生がおっしゃいました趣旨を十分盛り込んで協議に

応じていきたい、こういう工合でやっております。

○多賀谷委員 そういう精神をもつてやると言われましても、私は法律の建前上はそういうふうになつていないと思つておる。と申しますのは独占禁止法で不況の場合にカルテル行為ができるのは、先ほど申しましたように非常に厳格な条件になつておる。少くとも商品の価格がその平均生産費を下つておる、こういうような条件が

付されておる場合に初めて許されることになつておる。そういう場合に初めて、需給のバランスがくずれて、そして不況であるからカルテルを許す、

こういうことになつておると思つておる。そしてその場合に於いては、

無過失損害賠償の請求権がある、こういうふうになつておるのです。要するにその企業がほとんど倒壊をしたとい

う状態においても、このカルテル行為をした場合には、故為または過失がなくとも損害賠償の任に当らなければならぬといふ規定すら規定上はある。それをどういふように運用するかは別として、法律に厳格に書いてある。ところがこの法律はそういう状態でもなく、いわば織維産業の基盤を確立す

る——大臣も言われましたが、現在の不況をどうするといふ問題じやない。

ですからそういういわば、政治的にいいますと高度の政策の場合に、それによつて損害をこうむる者に対して、少くとも独禁法程度の無過失損害賠償の請求権は生じ得るものだと私は思つておる。これを實際どう発動するかといふことは別として、そういうふうに考へるべきものであると考へるが、公取としてはどういふようにお考へておられますか。

○坂根政府委員 私どもは、この法案が出されておる趣旨を、不況カルテルの建前を出されておると思つておる。むしろ——先ほどから多賀谷先生がおっしゃいました十分納得されてお

りませんが、一条の目的の輸出のために織維産業の改善合理化をやるという建前で施設の共同行為をやるという

ことを考へておられますから、一応この法案の程度で協議を受ければ十分ではないか、こう考へます。

○多賀谷委員 では合理化のためのカルテルですか。

○坂根政府委員 私どもは、第一条の定義が輸出の促進をうたつておる。そのための施設削減ということは織維産業の合理化に非常に寄与する、

こう解しております。

〔小平(久)委員長代理退席、鹿野委員長代理着席〕

○多賀谷委員 合理化をするといふ具体的な法上の条文がどこにありますか。

○小室政府委員 織維工業の適正な規模が確立せられて、適正な稼働が行われ、操業が行われるといふことは、織維工業全体の合理化になる、こういう意味でございます。

○多賀谷委員 独禁法の合理化カルテルといふのは企業の合理化ですよ。今お話の織維産業全般の合理化といふ

のはいわば不況カルテルですよ、考え方が……需給のバランスがとれないというのでしょ。首を振られておいても独禁法の方ではそうなっているの

です。独禁法の二十四条の三の方は不況カルテル、これはいわばただいまお話になったように乱立を防いで、そして経済の基盤を確立するという、繊維産業全般の合理化というの、むしろ今過剰設備を制限するというのは不況カルテルです。それから技術の更新というような面、品質の向上というような面は、これは今言われる合理化カルテルです。今御説明を公取の方がなさっているが、それはどうも矛盾してはいませんか、ちよっと、どちらでもないのですが、答弁願いたい。

○小室政府委員 ただいまの公取の御答弁は、これは合理化というごく常識的な言葉で表現されたことだろうと思えます。別に矛盾いたさないとはいえません。企業の合理化もあり、工業全体の合理化もある、そういう意味であり

ます。○多賀谷委員 企業の合理化というのはこの法上どこから出てきているのですか。

○小室政府委員 ただいまそちらで企業の合理化という言葉を言われましたから、そういう言葉も使うし、工業全体の合理化という言葉も使う、そういう軽い意味で今公取で御答弁になったのだらうと思えます。

○多賀谷委員 私は、不況カルテルではない、こうおっしゃったから、それはどういふのですかといいましたら、合理化カルテルだ、こうおっしゃったから、合理化カルテルなら産業全般の合理化ではないですよ、こうお聞

きましたのですが、公取の方から御答弁を願いたい。

○坂根政府委員 ただいまの御質問は、私が申し上げましたのはこの法案は繊維産業の不況対策のために独禁法を適用除外するという意味で出されておるのではなくして、設備制限をして、そうして第一条の最後の方に書いてありますが、企業の合理化をはかるということを出されておりますから、設備制限の共同行為の指示をその目的にからんで私どもが協議に應ずる、こういう場合に御答えをいたしたわけであり

ます。○多賀谷委員 どうも大臣といい、次官といい、局長といい、公取といい、自分で法律を作っておいて、そして十分の説明ができぬというのは私は非常に不見識だと思ふ。今公取の方では企業の合理化ということをおっしゃったが、企業の合理化ということは書いてありません。繊維工業の合理化というふうな書いている。ですから私はもう少しこの法律は何のために出したのか、不況カルテルなら不況カルテルでいい、現状の認識が違ふなら違ふでいい、ところがそうでもない、では合理化カルテルですかというのを言え

ば、合理化カルテルのようなお話をされるけれども、やはり不況カルテル的な御説明をなさっておる。結局不況カルテルでもない、合理化カルテルでもない、輸出の振興だ、こういうお題目を唱えられておる。私は輸出の振興であり、輸出の正常な発展ならば、それは賃金の安いというのがむしろ解決のカギになると思う、こう言っておるのです。ですからもう少し説明をはっきり願いたい。合理化カルテルなら合理化

カルテルらしいところはどこにありませんか、こう聞いておる。

○小室政府委員 法律的に申し上げます、これは不況カルテルでもありませんし、合理化カルテルでもありません。繊維工業全体の合理化をはかるために、過剰設備処理の共同行為を認めておる、こういうことであります。

○多賀谷委員 私は、独禁法が制定されて、そして独禁法が、不況な場合あるいは合理化をしなければならぬ、という場合に、厳格な条件をつけて、あらかじめ法律がいろいろなことを予定して出しておるのですから、いやしくもこれを排除するような法律を出すには相当の理由がなくちゃならぬと思ふのです。ところがどうもいろいろ質問を聞いておきますと、その理由が見つかからない。私は率直に言ひまして、何とかその意をくみとらうと努力をしていろいろ質問をしておるけれども、どうもはっきりした確たる根拠が見出し得ないのです。これは非常に残念に思ふのです。ですから少くとも私はこういうカルテル行為を認める場合には、非常に強い条件がある。今度の場合は強い条件というよりもむしろ現在の

ある姿をさらによくしようという、こういう形で、政策としてはわかりませうけれども、私は一般消費者の保護の面が全然欠けておると思う。ですから私は一般消費者の保護の面をどういふふうにするのか、これをもう一回公取の方からお聞きをしたい。

○坂根政府委員 それは先ほど申し上げましたように、二十四条の規定にはっきり繊維工業設備審議会の意見を聞いて、そして具体的に通産大臣が指示をする、その指示を私どもは協議

を受けますから、しかも通産大臣が認

可するに当たっては、先ほどお話しになりましたように関連事業者と一般消費者の利益を不当に害してはならないという言葉がございますから、これを十分に活用したいまして、一般消費者の利益を擁護したい、こう考えております。なお二十八条でございますが、通産大臣はその条件に該当しなければ、その指示を取り消し、あるいは変更しなければならぬという規定がございますが、そういう規定と相俟って消費者の利益を擁護したい、こう考えます。

○多賀谷委員 独禁法ではかようないわば厳格な条件を付しても、さらにそれによって損害をこうむるという場合には、無過失損害賠償の規定まで入れておる。これはほど親切にしてある、かように考えるわけですが、私は一番この法律で問題なのは一般消費者との関係だと思ふのです。たとえばこれが石炭産業で例をとりますならば、石炭産業のいわば消費者といいますが、需要者は、あるいは鉄鋼であり、電力であり、あるいはその他の化学工業でありますから、必ずこういう法律が出る場合にはいろいろの問題があると思ふ。たとえば石炭産業の例の共同行為を認めた法律がこの前出しましたが、少くとも現在の繊維工業のような状態に石炭産業があるならば、私はああいう法律を出す場合には全産業があつて反対をすると思ふのです。ところが今度の場合はその消費者が全部一般の大衆である、こういうところにこの反対の力が組織化されないゆえんがある。そこで私たち政治家としては、この一般消費者の声を代表しての意見を言わなければならぬと思ふのです。ですから少く

とも、石炭の場合でもそうでありまして、標準価格の設定というのがある、これによって消費者を保護しようとしたわけですが、ところがこれには何らそういう規定が見出し得ない。一体価格はどのようにお考えであるか、これを繊維局長から御答弁願いたい。

○小室政府委員 消費者の立場を十分考えるべきであるという御説はまことにごもっともで、私も常にそう考へております。またこの法案の原案を作成する過程に、操短勧告に関する規定と価格引き下げ勧告に関する規定とがあつたのであります。その両者を落したのである、あるいは価格引き下げ勧告のようなことはやらぬつもりかと思ふような意味のお尋ねもあるかと思ひますが、私どもはこれは行政権の当然の運用としてできるということであつたのであります。また先ほど来いとおっしゃることは私どもはぜひやりたいと思つておりますし、また先ほど来申しておりますように審議会に十分消費者の声を反映させるような構成にいたしたい、こういうふうにお考えである次第でございます。

○多賀谷委員 行政権の範囲内で価格引き下げの勧告ができる、こう言われま

すが、私どもは今法案を審議しておるのであります。そしてこの法律によって悪い影響を受ける面は、やはり最も私たちが保護をしなければならぬ消費者であると思つておるわけであり

ます。ですから私は法律の体裁からいって消費者保護の規定はどうしても必要である、かように考えるわけですが、こ

とも、石炭の場合でもそうでありまして、標準価格の設定というのがある、これによって消費者を保護しようとしたわけですが、ところがこれには何らそういう規定が見出し得ない。一体価格はどのようにお考えであるか、これを繊維局長から御答弁願いたい。

○小室政府委員 消費者の立場を十分考えるべきであるという御説はまことにごもっともで、私も常にそう考へております。またこの法案の原案を作成する過程に、操短勧告に関する規定と価格引き下げ勧告に関する規定とがあつたのであります。その両者を落したのである、あるいは価格引き下げ勧告のようなことはやらぬつもりかと思ふような意味のお尋ねもあるかと思ひますが、私どもはこれは行政権の当然の運用としてできるということであつたのであります。また先ほど来いとおっしゃることは私どもはぜひやりたいと思つておりますし、また先ほど来申しておりますように審議会に十分消費者の声を反映させるような構成にいたしたい、こういうふうにお考えである次第でございます。

○多賀谷委員 行政権の範囲内で価格引き下げの勧告ができる、こう言われま

すが、私どもは今法案を審議しておるのであります。そしてこの法律によって悪い影響を受ける面は、やはり最も私たちが保護をしなければならぬ消費者であると思つておるわけであり

ます。ですから私は法律の体裁からいって消費者保護の規定はどうしても必要である、かように考えるわけですが、こ

れについては公取はどういうようにお考えですか。

○坂根政府委員 それは再三繰り返し申上げましたような措置で考えますが、この法律はよく御承知のように設備の制限の共同行為の指示だけでありまして、それ以外のものも共同行為をした場合は直ちに独占禁止法の違反として問題が出てきますから、その面からも一応消費者の建前は十分考慮される、こう考えております。

○多賀谷委員 そのほかの独占禁止法違反のような共同行為は独占禁止法によって禁止する、こう言われますが、そのほかはあまりありません。設備の制限を共同行為でやって、一体何がありませんか、私は事業者にはそれ以外のいろいろな方法といたのではないと思うのです。これが根本ですよ。ですから私はどうもお話を切り抜けようというようにこの場を切り抜けようというので、ですから私はこの法案を出すに当っては、当然最も大きな保護の対象になる消費者の面を法律の規定から見出し得ないということを非常に残念に思う。これがなければバランスはとれません一方だけを利して一方を全然オミットする、こういうことは法律としての体裁からいっても、また法律のあり方としても私はきわめて不均衡なものである、かように考えるわけですが、これについても一度繊維局長に御答弁願いたいと思えます。

○小室政府委員 私どもはこの法律の運用によって繊維の需給のバランスがとれ、輸出品も価格が維持できる半面、国内の衣料も適正な価格で売られるような態勢を作りたい、こういうふうに考えておるわけでありますが、法律上保障がないとおっしゃいますが、これはどういふ保障を言っておられるのでございましょうか。

り考えておるわけでありませんが、法律上保障がないとおっしゃいますが、これはどういふ保障を言っておられるのでございましょうか。

○多賀谷委員 私に質問でありますからお答えいたしますが、損害賠償の規定をそのまま一般消費者について入れる、どういふにしても、これは実際どういふような損害賠償になるのか、これも実際の法の適用上きわめて困るので、一般消費者については、あるいは損害賠償の規定をたいてい入れても意味をなさないと思えます。しかし私はやはり消費者保護という面は価格の設定にあると思っております。ですから私は、価格の設定については政府が行政的に何らかでできるような法律の根拠を持たしたい。ですから価格の設定について当然入れられてはならない、こういうように答弁する以外にはないのです。

○小室政府委員 ちょっと言葉じりのようで工合悪いようですが、価格の設定というところが公定価格のような感じがいいたしますが、私どもは価格が異常に上りましたような場合にはあらゆる行政的措置を講じて、たとえば輸入の原料をふやすとか、あるいは最近、どうせ手おくれだと御批評になるかもしれませんが、そういうような措置を講じて価格が適正なところに落ちつくように、それは行政措置でやる。これは別に法律の裏づけがなくとも当然できることでありまして、そういうことで参りたい、こういうことを申し上げます。

○多賀谷委員 えらい行政権を信頼した話ですが、行政権がそのくらいあるならこの法律をお出しにならないければいい。価格については、あなたの方が勧告してそれが実施されるようならば、価格が上がるという状態のときを想像してごらん下さい、単に勧告くらいで価格が引き下がるのですか。ですから私は、あなたの方でそれほど行政権を信頼をして、行政権の力が非常に大であるから御安心下さいとおっしゃるならば、この法律そのものは要らないんじゃないか、設備の操短の勧告だけでけっこうじゃないか。あなたの方で設備制限の勧告をされればいいのです。価格の引き下げという大きな大きな問題を行政権でおやりになり、それが実際効果があるというなら、私はこんなことはわけない、かように考えるわけです。

○小室政府委員 それは行政措置の効果も大きく見ているわけではございません。ただ輸入の問題あるいはその他のいろいろの問題で価格が適正な水準に戻るように措置することはやはり可能だと思っております。そういう意味で全力をあげたい、こういう意味でござい

○多賀谷委員 今まで出されました政府の案でも、やはり設備制限をされるという場合には価格という問題が問題になり、石炭の法案のときは標準価格を設定されたのです。ですからこの面について非常に考慮が足りない。率直に言いますと、考慮が足りないというものは、これはその消費者が直接一般大衆であるところに、あなたの方がその価格について何ら規定を入れなかつたゆえんがあると思っております。それでしょ

○小室政府委員 消費者の立場に立つて政府を鞭撻していただくのは非常にありがたいと思えます。ただ私どもは、この繊維品の価格についてあるいは標準単価式のものも考えないかというお尋ねに対しては、私も繊維品は最も大事な輸出品で、しかも海外諸国との関係では相当安値に売られておる輸出品である、これをできるだけ価格を維持し、あとへくばり引き上げていきたい、こういう感じでおりますので、繊維品の価格についてあまり統制を加えることは、そういう輸出振興の立場から見てやはり弊害がある、消費者の立場は別な面ではできるだけ考えていきたい、こういうふうに考えております。

○多賀谷委員 輸出だけのことであれば、私は別個にいろいろ方法があると思う。いろいろ答弁をされておられますけれども、結局は、一般大衆が消費者であるという点から、その声を組織してあなたの方に反映する力がなかつたという現実が、価格という問題に触れられなかつた理由だ、残念ながらかように考えざるを得ない。とにかくこういう規制法案を出して価格の点に触れない、価格でなくても、要するに消費者を保護する点に触れないという、こういう法案の出し方はないと思うのです。独禁法は今申しましたように無過失賠償責任を申しましておるのですから、しかもその独禁法の条件というものは非常にシビアな条件で、そういう場合にすら一般消費者並びに関連産業については考えておるのです。ところがあなたの方は一つの訓示規定だけを設けてあとは行政におまかせ願いたいと言われまして、私どもはどうも行政におまかせすることはできない。なぜかという、今までそれほど行政権が強大なものであるならば、何度も操短もされ、設備制限の勧告も各社ごとならでできるのですから、あなたの方の論法からすれば、法律は要らないのです。それをわざわざ法律を作らなければ、もうまくいかなければならないと思

○小室政府委員 石炭の例をお考えのようでありませうけれども、御承知のように綿製品にしても毛製品にしても、海外の原料を各地から買いますが、原料の値段もしつちゅう変動しておるもので、標準市価というものは、かりに考えてみましても非常に困難なものであります。繰り返して申すことであるが、消費者の立場を十分この法律の運用に反映させますように、審議会においても、特にその構成を考えていきたい、こういうふうに考えております。

○多賀谷委員 標準価格の設定が非常に困難だ、こういうお話です。現実になかなか困難であろうと私も推測する

にかたくないのですが、あなたの方
は、先ほど価格については標準価格設
定ではなくて、価格の引き下げの勧告
というのを法律に出したい、出そうと
一時は考えた、こう言われるくらいな
ら、かつて考えた原案を修正としてお
出しになったらどうですか。

○小室政府委員 これは法案作成の過
程の話でありますが、さくばらんに
申し上げると、操短勧告と見合うもの
として価格引き下げ勧告というものを
考えた、両方とも行政権の運用でき
るものであるから両方落した、こうい
う経緯でございますから、別に修正を
出す考えはございません。

○多賀谷委員 どうもこの点は承服で
きないのです。では続いて、一般消費
者と同じようないわば影響をこうむる
ところの関連産業についてはどうい
うようにお考えであるか、これをお聞か
せ願いたい。

○小室政府委員 これは法律の中にも
成文がございまして、特にまた紡織機
の工業者、その関連の事業者に対し
ては、毎回重工業局長その他から御答弁
申し上げておるような措置を一応考え
ているわけでありまして、関連事業者の
立場はできるだけ考えていきたいと思
っております。

○多賀谷委員 私は関連産業において
は、損害賠償というものがそのまま行
くかどうかわかりませんが、そういう
こともあり得る、レア・ケースかも知
れませんが、あり得る、こういうよう
に考えられるのです。ですからこれに
ついての保護は十分に私は行わなけれ
ばならない、かように考えるわけで
す。公取としてはどういかにお考
えですか。

○坂根政府委員 ただいま繊維局長が
答弁されましたように、私どもはこの
共同行為をする場合には協議を受けま
すから、その協議の際に関連産業の利
益の関係を十分研究し、調査いたしま
して、その利益の擁護に努めたい、こ
う考えております。

○多賀谷委員 関連産業の利益につ
いては、十分慎重に考慮をすると言われ
ましたが、どういふ考慮の方法がある
のですか、それを具体的に聞かせ願
いたい。

○坂根政府委員 それは共同行為の指
示の内容が、その年の関連産業の機械
の状況その他を勘案しまして、そして
調査の結果これをお考えしていく、こう考
えております。

○多賀谷委員 私も勉強が不十分で、
関連産業の規定は、消費者と同じよう
な規定しか見出し得ないのですが、こ
の法案の中に関連産業については、も
う少し詳細な規定があるのですか。

○小室政府委員 一番大事な消費者と
関連事業者の、この両方が並んでおり
ます。

○多賀谷委員 関連産業については、
消費者以上の考慮が法文の中にあるよ
うに、先ほど私の勘違いかもしれま
せんがお聞きしたわけですが、残念な
がらこれもまた訓示規定しか見出し得
ない。訓示的な規定でも、かなり実効
のあるような規定ならいいのですが、
ただ「不当に害するおそれがなく、か
つ、不当に差別的でないものであるべ
ばならない」なんて、当然なことを、
しかも全部行政権の頭の中にゆだねら
れておる。私はやはりこの実際の運用
に当って関連産業に悪影響を及ぼす場
合には、具体的にやはり書く必要があ

るのでなからうか。こういうように
考えているのですが、重工業局の方で
はどういうようにお考えですか。

○鈴木(義)政府委員 共同行為に關
する問題は、過剰設備の処理の問題だ
と思ひます。その処理の方法のいかん
によって、関連産業にどういふ影響が
あるかという点でございます。不当に
も、そういう点につきまして、不当に
影響のないようにというふうな解釈で
ございませう。

○多賀谷委員 私はこの機械関係の局
としては、もう少しこの際積極的な政
策が織り込まれることが必要ではない
かと思ひます。ただ消極的な、不当
に害するおそれがない、それもやっ
てみて、実際やった場合に考えるのだ
、こういうことでは困るのであります
、幸いにして、と言えは語弊がある
かも知れませんが、非常な老朽な施設
がかなり多いのです。私はもう申し上
げるまでもないと思ひますが、終戦時
に持っておいた設備がかなり多いし、
その終戦時といひましても、少くとも
昭和十六年以前の設備である。これが
かなりの数を占めているというふうな
場合には、私は時期としては更新をす
るべきではない時期である、かように思
ひます。ですから当然この設備制
限によつて機械製造業者が困るとい
うことはわかるのですから、私はやは
り関連産業についても、どういふ条文を織
り込むかということも別にいたしまし
て、この際そういうふうな条文の必要
があるのではなからうか、かように考
えるわけですから、今法律を生もうと
している時期ですから、そういうこと
を入れるのがしかるべきではなからう

か、かように考えるのですが、どう
ですか。

○鈴木(義)政府委員 この法案に關
しては、先般来いろいろ御説明申し上げ
ております通り、われわれとしましては
繊維産業の設備の更新を大いに促進し
てやうていきたいということと、輸出
の振興を通じて機械の輸出を大いに伸
ばしたい、こういうことで、できるだ
けこれによりまして影響を少くするよ
うに努力したい、こう考へるわけでござ
います。しかしこれをどういふふう
にして法律に盛るかという法文の問題に
なりますと、非常にむずかしい問題で
ございまして、さような意味で、この
法案ができていますわけでありませ
う。われわれとしましては繊維局とよく
相談しまして、先ほど来お話し申し上
げております更新促進打合せにおきま
して、できるだけ設備の更新をはか
っていく、それによつて繊維機械産業の
影響を少くし、さらに輸出市場を開拓
して、これによつて輸出を大いに伸
ばそう、こういうふうな考え方で行きた
いと考へている次第であります。

○多賀谷委員 行政におまかせ願
いというところですけれども、こういう
法律を出して審議をする場合に、重大
な点はみな行政におまかせ願いたいとい
うなら、初めに話は返るのですが、法
律によつて私たちは考え直さざるを得
ないのです。それほど行政がうまくい
くならどういふ法律そのものが要らな
い、かような感じを持つのです。価格
の引き下げがあなたの方で勧告でき
るなら、設備制限の勧告ぐらい、これ
はむしろそれから比べれば容易な問
題、容易な方だけを法律に書いて、非

常にむずかしい方を法律に書かれない
というのは、どうも納得できない、か
ように考へておるわけでありませ
う。それでは、私は労働省の關係、さら
にまた大蔵省の關係、自治庁の關係の
質問を残して、大臣にも再度来ていた
だいて、もう一回目的からお話を願
いたい、かように考へておきますので、
本日はこれでやめておきます。

○鹿野委員長代理 本日はこの程度に
とどめることといたします。
なお明十六日午前十時より理事会を
開き、委員会は十時半より開會するこ
とにいたします。
これにて散會いたします。
午後零時三十一分散會

第三十号中正誤

頁	段	行	誤	正
五	四	一	國家財の	國家大の
六	五	五	國家財の	國家大の
六	二	九	存ましくな	好ましくな
七	五	一七	いかと好じ	いかと存じ
七	四	元	護岸道路	湖岸道路
			國家財の	國家大の

昭和三十一年五月十九日印刷

昭和三十一年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局